

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月22日提出
【計算期間】	第17期中(自 2025年7月23日至 2026年1月22日)
【ファンド名】	結い 2101
【発行者名】	鎌倉投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 恭幸
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【事務連絡者氏名】	猪野 克亮
【連絡場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【電話番号】	050-3774-4247
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2026年 1月30日現在のものです。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【結い 2101】

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	41,128,410,550	82.39
債券	日本	828,637,800	1.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,963,109,696	15.95
合計（純資産総額）		49,920,158,046	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第7計算期間末日 (2016年 7月19日)	23,892	23,892	1.5522	1.5522
第8計算期間末日 (2017年 7月19日)	28,571	28,571	1.7684	1.7684
第9計算期間末日 (2018年 7月19日)	37,164	37,164	1.9368	1.9368
第10計算期間末日 (2019年 7月19日)	38,359	38,359	1.8292	1.8292
第11計算期間末日 (2020年 7月20日)	42,055	42,055	1.9091	1.9091
第12計算期間末日 (2021年 7月19日)	48,576	48,576	2.1123	2.1123
第13計算期間末日 (2022年 7月19日)	47,295	47,295	1.9749	1.9749
第14計算期間末日 (2023年 7月19日)	49,316	49,316	2.1126	2.1126
第15計算期間末日 (2024年 7月19日)	47,947	47,947	2.1879	2.1879
第16計算期間末日 (2025年 7月22日)	45,888	45,888	2.1335	2.1335
2025年 1月末日	45,444		2.1170	
2月末日	44,442		2.0719	
3月末日	44,657		2.0863	
4月末日	44,651		2.0752	
5月末日	45,311		2.1050	
6月末日	46,120		2.1432	
7月末日	47,014		2.2070	
8月末日	47,154		2.2410	
9月末日	47,356		2.2519	
10月末日	46,988		2.2689	
11月末日	48,040		2.3276	
12月末日	48,294		2.3496	
2026年 1月末日	49,920		2.4275	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
---	------	--------------

第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	0.0000
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	0.0000
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	0.0000
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	0.0000
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	0.0000
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	0.0000
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	0.0000
第14計算期間	2022年 7月20日～2023年 7月19日	0.0000
第15計算期間	2023年 7月20日～2024年 7月19日	0.0000
第16計算期間	2024年 7月20日～2025年 7月22日	0.0000
第17中間計算期間	2025年 7月23日～2026年 1月22日	

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	7.72
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	13.93
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	9.52
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	5.56
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	4.37
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	10.64
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	6.50
第14計算期間	2022年 7月20日～2023年 7月19日	6.97
第15計算期間	2023年 7月20日～2024年 7月19日	3.56
第16計算期間	2024年 7月20日～2025年 7月22日	2.49
第17中間計算期間	2025年 7月23日～2026年 1月22日	15.84

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【結い 2101】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	5,595,920,890	1,160,978,454
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	4,006,328,458	3,242,229,878
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	5,110,591,350	2,078,745,600
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	3,943,637,165	2,161,150,846
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	3,215,056,321	2,156,507,820
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	3,293,903,865	2,326,041,623
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	2,663,816,780	1,712,308,857
第14計算期間	2022年 7月20日～2023年 7月19日	2,269,256,888	2,874,098,803
第15計算期間	2023年 7月20日～2024年 7月19日	2,614,826,416	4,043,995,625
第16計算期間	2024年 7月20日～2025年 7月22日	1,952,592,080	2,358,195,488
第17中間計算期間	2025年 7月23日～2026年 1月22日	957,537,485	1,890,146,391

3【ファンドの経理状況】

- (1) 「結い 2101」の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに、同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2) 「結い 2101」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間(2025年 7月23日から2026年 1月22日まで)の中間財務諸表については、イデア監査法人により中間監査を受けています。

【結い 2101】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	129,126	309,674
コール・ローン	7,991,000,000	8,083,000,000
株式	37,267,395,900	41,968,553,700
社債券	939,471,200	829,058,600
未収入金	13,235,269	27,121,143
未収配当金	126,342,400	185,852,330
未収利息	4,895,301	4,304,340
流動資産合計	46,342,469,196	51,098,199,787
資産合計	46,342,469,196	51,098,199,787
負債の部		
流動負債		
未払金	288,489,593	44,750,011
未払解約金	39,379,822	65,762,577
未払受託者報酬	3,765,968	4,074,311
未払委託者報酬	121,766,282	131,735,932
その他未払費用	475,000	475,000
流動負債合計	453,876,665	246,797,831
負債合計	453,876,665	246,797,831
純資産の部		
元本等		
元本	21,508,962,458	20,576,353,552
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	24,379,630,073	30,275,048,404
（分配準備積立金）	7,421,519,689	6,781,007,358
元本等合計	45,888,592,531	50,851,401,956
純資産合計	45,888,592,531	50,851,401,956
負債純資産合計	46,342,469,196	51,098,199,787

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 自 2024年 7月20日 至 2025年 1月19日	当中間計算期間 自 2025年 7月23日 至 2026年 1月22日
営業収益		
受取配当金	341,321,360	490,618,830
受取利息	12,477,210	20,299,847
有価証券売買等損益	2,653,696,038	6,812,086,566
その他収益	3,292	5,007
営業収益合計	2,299,894,176	7,323,010,250
営業費用		
受託者報酬	7,546,509	7,921,145
委託者報酬	244,003,752	256,116,831
その他費用	475,000	475,000
営業費用合計	252,025,261	264,512,976
営業利益又は営業損失（ ）	2,551,919,437	7,058,497,274
経常利益又は経常損失（ ）	2,551,919,437	7,058,497,274
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,551,919,437	7,058,497,274
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	100,823,974	246,709,666
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,032,605,612	24,379,630,073
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,095,864,902	1,229,844,910
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,095,864,902	1,229,844,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,610,734,152	2,146,214,187
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,610,734,152	2,146,214,187
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,066,640,899	30,275,048,404

(3)【中間注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	当中間計算期間 自 2025年 7月23日 至 2026年 1月22日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しています。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場している有価証券 当該有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しています。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場していない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融商品取引業者等から提示された気配相場で評価しています。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</p> <p>社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価額情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)で評価しています。 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しています。</p> <p>(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しています。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの中間計算期間は、前計算期間末日が休業日のため、計算期間は2025年7月23日から2026年1月22日までとなっています。</p>

中間貸借対照表に関する注記

項目	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	21,914,565,866円	21,508,962,458円
期中追加設定元本額	1,952,592,080円	957,537,485円
期中一部解約元本額	2,358,195,488円	1,890,146,391円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,508,962,458口	20,576,353,552口
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1335円 (21,335円)	2.4714円 (24,714円)
4. 元本の欠損	該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間損益及び剰余金計算書に関する注記

前中間計算期間 自 2024年 7月20日 至 2025年 1月19日	当中間計算期間 自 2025年 7月23日 至 2026年 1月22日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>a. 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しています。</p> <p>b. コール・ローン等の金銭債権および金銭債務</p>	<p>a. 有価証券 同左</p> <p>b. コール・ローン等の金銭債権および金銭債務</p>

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としています。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

デリバティブ取引等関係

前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

（2026年1月末現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	56,550株

最近5年間における資本金の額の増減：
該当事項はありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定をおこなうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務をおこないます。

2026年1月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は49,920百万円です。

（3）【その他】

(1)訴訟事件その他の重要事項

委託会社および「結い 2101」に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社である鎌倉投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しています。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しています。

(2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けています。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度に係る中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けています。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

前事業年度
(2024年3月31日)当事業年度
(2025年3月31日)

資産の部		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
流動資産			
現金・預金		456,422	305,415
直販顧客分別金信託		492,000	390,000
未収委託者報酬		101,615	92,384
その他		7,969	5,260
流動資産合計		1,058,007	793,061
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		13,108	11,942
構築物		1,332	1,131
器具備品		1,895	889
有形固定資産合計		16,336	13,963
無形固定資産			
ソフトウェア		25,793	15,781
無形固定資産合計		25,793	15,781
投資その他の資産			
関係会社出資金		18,458	18,298
敷金		5,808	5,808
長期前払費用		996	1,859
繰延税金資産		5,504	983
その他		10	10
投資その他の資産合計		30,778	26,959
固定資産合計		72,907	56,704
資産合計		1,130,915	849,765
負債の部			
流動負債			
短期借入金		242,000	-
一年内償還予定の社債		-	150,000
預り金		72,469	20,576
顧客預り金		20,069	10,148
未払金		8,491	8,980
未払費用		16,104	13,573
未払法人税等		580	6,390
未払消費税等		9,291	5,489
契約負債		31,350	31,350
流動負債合計		400,356	246,507
固定負債			
社債		250,000	100,000
固定負債合計		250,000	100,000
負債合計		650,356	346,507
純資産の部			
株主資本			
資本金		100,000	100,000
資本剰余金			
資本準備金		465,500	465,500
資本剰余金合計		465,500	465,500
利益剰余金			

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	84,940	62,241
利益剰余金合計	84,940	62,241
株主資本合計	480,559	503,258
純資産合計	480,559	503,258
負債・純資産合計	1,130,915	849,765

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	473,196	447,446
投資事業組合管理収入	38,130	37,999
営業収益合計	511,326	485,446
営業費用		
支払手数料	70,327	73,914
広告宣伝費	21,435	24,283
委託計算費	32,161	30,499
営業雑経費	18,156	15,915
通信費	4,365	4,731
印刷費	4,661	1,122
協会費	1,807	1,842
その他	7,322	8,218
営業費用合計	142,080	144,612
一般管理費		
給料	203,921	197,520
役員報酬	30,700	38,574
給料手当	167,831	155,655
賞与	5,390	3,290
旅費交通費	2,385	2,644
租税公課	506	498
不動産賃借料	7,986	8,712
固定資産減価償却費	15,447	14,123
消耗品費	2,607	3,490
法定福利費	28,018	27,442
支払報酬	4,235	5,691
支払手数料	28,533	28,596
その他	19,463	17,344
一般管理費合計	313,106	306,065
営業利益	56,139	34,768
営業外収益		
受取利息	9	527
講演料収入	564	898
著作権使用料	30	1,315
雑収入	0	321
営業外収益合計	604	3,062
営業外費用		
社債利息	3,306	3,298
支払利息	1,329	516
投資事業組合運用損	758	109

雑損失	397	130
営業外費用合計	5,792	4,054
経常利益	50,951	33,777
特別損失		
役員退職慰労金	20,291	-
固定資産除却損	-	86
特別損失合計	20,291	86
税引前当期純利益	30,659	33,690
法人税、住民税および事業税	580	6,470
法人税等調整額	8,995	4,520
法人税等合計	9,575	10,991
当期純利益	21,084	22,699

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	106,025	106,025	459,474	459,474
当期変動額							
当期純利益				21,084	21,084	21,084	21,084
当期変動額合計	-	-	-	21,084	21,084	21,084	21,084
当期末残高	100,000	465,500	465,500	84,940	84,940	480,559	480,559

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	84,940	84,940	480,559	480,559
当期変動額							
当期純利益				22,699	22,699	22,699	22,699
当期変動額合計	-	-	-	22,699	22,699	22,699	22,699
当期末残高	100,000	465,500	465,500	62,241	62,241	503,258	503,258

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および
評価方法

関係会社出資金

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～24年
構築物	10～15年
器具備品	3～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

3. 収益および費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入には、投資事業管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業 年度 (2024 年3月 31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	16,356	17,787
構築物	1,260	1,460
器具備品	14,547	14,702

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の 種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550株	- 株	- 株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の 種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
-----------	---------------	---------------	---------------	--------------

普通株式	56,550株	-株	-株	56,550株
------	---------	----	----	---------

- (2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

・流動性リスクの管理

当社の資金繰り計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 社債	250,000	248,635	1,364
負債計	250,000	248,635	1,364

(1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(2) 関係会社出資金の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)
関係会社出資金 (*1)	18,458

(*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 社債	250,000	250,786	786
負債計	250,000	250,786	786

(1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(2) 関係会社出資金の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
関係会社出資金 (*1)	18,298

(*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	456,422	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	492,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	101,615	-	-	-
合計	1,050,037	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	305,415	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	390,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	92,384	-	-	-
合計	787,800	-	-	-

(注) 2. 短期借入金および社債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	242,000	-	-	-	-
社債	-	150,000	-	-	100,000
合計	242,000	150,000	-	-	100,000

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	150,000	-	-	100,000	-
合計	150,000	-	-	100,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	-	248,635	-	248,635
負債計	-	248,635	-	248,635

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	-	250,786	-	250,786
負債計	-	250,786	-	250,786

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式
前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	18,458

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	18,298

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*1)	5,219	-
未払事業税	-	513
一括償却資産	285	470
繰延税金資産小計	5,504	983
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	-	-
評価性引当額小計	-	-
繰延税金資産合計	5,504	983
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産（純額）	5,504	983

(*1) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

（単位：千円）

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	5,219	-	-	-	-	5,219
評価性引当額	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	5,219	-	-	-	-	(b)5,219

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の繰越欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
法定実効税率 (調整) 33.84%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しています。
評価性引当額の増減額 23.57%	
住民税均等割等 1.89%	
繰越欠損金の期限切れ 19.07%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 31.23%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.84%から34.68%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	511,326	485,446
うち委託者報酬	473,196	447,446
うち投資事業組合管理収入	38,130	37,999

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しています。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)および当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)および当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

当社のサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(持分法損益等)
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社および関連会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の荅 1号投資 事業有限 責任組合	鎌倉市	1,520,000 (注4)	投資事業	所有 直接100% (注2)	組合管理 手数料 の受取	投資事業組合管理収入	38,130	契約 負債	31,350
							出資の引受 (注5)	4,000	-	-

(注 1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注 2) 当社は、単独で無限責任組員として出資しています。

(注 3) 取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注 4) 出資金額は、コミットメント総額です。

(注 5) 出資の引受は、追加出資をおこなったものです。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の荅 1号投資 事業有限 責任組合	鎌倉市	1,520,000 (注4)	投資事業	所有 直接100% (注2)	組合管理 手数料 の受取	投資事業組合管理収入	37,999	契約 負債	31,350

(注 1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注 2) 当社は、単独で無限責任組員として出資しています。

(注 3) 取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注 4) 出資金額は、コミットメント総額です。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	8,497円95銭	8,899円35銭
1株当たり当期純利益金額	372円84銭	401円39銭

(注 1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注 2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	21,084千円	22,699千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純利益	21,084千円	22,699千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		第18期中間会計期間 (2025年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		317,953
直販顧客分別金信託		390,000
未収委託者報酬		97,222
その他		4,825
流動資産合計		810,001
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		11,218
構築物		1,046
器具備品		9,915
有形固定資産合計		22,180
無形固定資産		
ソフトウェア		13,922
無形固定資産合計		13,922
投資その他の資産		
関係会社出資金		16,879
敷金		5,808
長期前払費用		2,277
繰延税金資産		766
その他		10
投資その他の資産合計		25,741
固定資産合計		61,844
資産合計		871,845
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債		150,000
預り金		58,072
顧客預り金		6,175
未払金		11,721
未払費用		7,285
未払法人税等		5,970
未払消費税等		6,046
契約負債		10,450
流動負債合計		255,722
固定負債		
社債		100,000
固定負債合計		100,000
負債合計		355,722
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		

資本準備金	465,500
資本剰余金合計	465,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	49,538
利益剰余金合計	49,538
株主資本合計	515,961
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	162
評価・換算差額等合計	162
純資産合計	516,123
負債・純資産合計	871,845

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第18期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		223,264
投資事業組合管理収入		18,999
営業収益合計		242,264
営業費用		69,159
一般管理費	1	152,415
営業利益		20,689
営業外収益	2	1,575
営業外費用	3	3,355
経常利益		18,910
税引前中間純利益		18,910
法人税、住民税および事業税		6,076
法人税等調整額		131
法人税等合計		6,207
中間純利益		12,702

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	465,500	465,500	62,241	62,241	503,258	-	-	503,258
当中間期変動額									
中間純利益				12,702	12,702	12,702			12,702
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							162	162	162
当中間期変動額合計	-	-	-	12,702	12,702	12,702	162	162	12,865
当中間期末残高	100,000	465,500	465,500	49,538	49,538	515,961	162	162	516,123

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>関係会社出資金 投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 10~24年 構築物 10~15年 器具備品 3~20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しています。</p>
3. 収益および費用の計上基準	<p>委託者報酬 委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。</p> <p>投資事業組合管理収入 投資事業組合管理収入には、投資事業組合管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。</p>

(中間貸借対照表関係)

第18期中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
1有形固定資産の減価償却累計額	31,449千円

(中間損益計算書関係)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,410千円
無形固定資産	3,854千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	690千円
講演料	610千円
3 営業外費用のうち主なもの	
社債利息	1,663千円
投資事業組合運用損	1,641千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第18期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550株	-株	-株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第18期中間会計期間（2025年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、組合出資金は次表に含めていません（（注）1.を参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
社債	250,000	250,785	785
負債計	250,000	250,785	785

(注) 1. 関係会社出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	第18期中間会計期間 (2025年9月30日現在)
関係会社出資金(*1)	16,879

(*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	-	250,785	-	250,785
負債計	-	250,785	-	250,785

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

(単位：千円)

第18期中間会計期間 (2025年9月30日現在)	中間貸借対照表計上額

関係会社出資金	16,879
---------	--------

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

(デリバティブ取引関係)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)	
営業収益	242,264
うち委託者報酬	223,264
うち投資事業組合管理収入	18,999

(セグメント情報等)

第18期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	9,126円85銭
1株当たり中間純利益金額	224円62銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益	12,702千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	12,702千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株

(重要な後発事象)

第18期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)
--

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士

立野 晴朗

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月2日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士

立野 晴 朗

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている結い 2101の2025年7月23日から2026年1月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、結い 2101の2026年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月23日から2026年1月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、鎌倉投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

鎌倉投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。